三十キログラム未満のくろまぐろの採捕は、禁止する。ただし、体重三十キログラム未満のくろまぐろの漁獲重量が、その航海中の当該海域におけるくろまぐろの総漁獲重量の百分の十を超えない場合は、この限りでない。

三十一　北緯三十五度の線以北の西経四十五度の線、北緯三十五度西経四十五度の点から北緯三十五度西経六十五度に至る直線、北緯三十五度西経六十五度の点から北緯二十度西経六十五度の点に至る直線、北緯二十度西経六十五度の点から北緯二十度西経八十度に至る直線、北緯二十度西経八十度の点から北緯二十六度三十分西経八十度の点に至る直線、北緯二十六度三十分西経八十度の点及び北緯二十六度三十分の線とフロリダ半島東岸との交点を結ぶ直線以北の西大西洋の海域におけるかつお・まぐろ漁業の操業は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。

三十二　西大西洋の海域以外の大西洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業による体重三十キログラム未満のくろまぐろの採捕は、禁止する。ただし、体重十キログラム以上三十キログラム未満のくろまぐろの漁獲尾数が、その航海中の当該海域におけるくろまぐろの総漁獲尾数の百分の五を超えない場合は、この限りでない。

三十三　西大西洋の海域以外の大西洋条約海域（西経十度の線以西、北緯四十二度の線以北の海域を除く。）におけるかつお・まぐろ漁業によるくろまぐろの採捕は、毎年六月一日から同年十二月三十一日までの期間内においては、禁止する。

三十四　北緯四十二度の線以北、西経四十五度の線以東、西経十度の線以西の大西洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業の操業は、毎年二月一日から同年七月三十一日までの期間内においては、禁止する。

三十五　北緯二十度の線以北、西経八十一度の線以西のメキシコ湾の海域におけるかつお・まぐろ漁業の操業は、毎年一月一日から同年六月三十日までの期間内においては、禁止する。

（削る。）

（削る。）

---

近海かつお・まぐろ漁業

三十キログラム未満のくろまぐろの採捕は、禁止する。ただし、体重三十キログラム未満のくろまぐろの漁獲重量が、その航海中の当該海域におけるくろまぐろの総漁獲重量の百分の十を超えない場合は、この限りでない。

三十　北緯三十五度の線以北の西経四十五度の線、北緯三十五度西経四十五度の点から北緯三十五度西経六十五度に至る直線、北緯三十五度西経六十五度の点から北緯二十度西経六十五度の点に至る直線、北緯二十度西経六十五度の点から北緯二十度西経八十度に至る直線、北緯二十度西経八十度の点から北緯二十六度三十分西経八十度の点に至る直線、北緯二十六度三十分西経八十度の点及び北緯二十六度三十分の線とフロリダ半島東岸との交点を結ぶ直線以北の西大西洋の海域における遠洋かつお・まぐろ漁業の操業は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。

三十一　西大西洋の海域以外の大西洋条約海域における遠洋かつお・まぐろ漁業による体重三十キログラム未満のくろまぐろの採捕は、禁止する。ただし、体重十キログラム以上三十キログラム未満のくろまぐろの漁獲尾数が、その航海中の当該海域におけるくろまぐろの総漁獲尾数の百分の五を超えない場合は、この限りでない。

三十二　西大西洋の海域以外の大西洋条約海域（西経十度の線以西、北緯四十二度の線以北の海域を除く。）における遠洋かつお・まぐろ漁業によるくろまぐろの採捕は、毎年六月一日から同年十二月三十一日までの期間内においては、禁止する。

三十三　北緯四十二度の線以北、西経四十五度の線以東、西経十度の線以西の大西洋条約海域における遠洋かつお・まぐろ漁業の操業は、毎年二月一日から同年七月三十一日までの期間内においては、禁止する。

三十四　北緯二十度の線以北、西経八十一度の線以西のメキシコ湾の海域における遠洋かつお・まぐろ漁業の操業は、毎年一月一日から同年六月三十日までの期間内においては、禁止する。

一　沖合底びき網漁業の項第一号イに掲げる海域における近海かつお・まぐろ漁業の操業は、禁止する。

二　中西部太平洋条約海域における近海かつお・まぐろ漁業によるくろとがりざめの採捕は、禁止する。

三　中西部太平洋条約海域における近海かつお・まぐろ漁業によるよごれの採捕は、禁止する。

四　中西部太平洋条約海域における近海かつお・まぐろ漁業によるめばちの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。